

## こつそしょうしょう 骨粗鬆症

英語名 : Osteoporosis

### A. 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

骨が弱く、もろくなる骨粗鬆症は、医薬品で引き起こされる場合もあり、気付かずに放置していると、骨折等が生じ健康に影響を及ぼすことがあります。骨粗鬆症を引き起こす代表的な医薬品は経口（飲み薬）ステロイドです。乳がんまたは前立腺がんに対する性ホルモン低下療法薬（アロマターゼ阻害薬、アンドロゲン遮断療法）でも引き起こされる場合があります。糖尿病薬（チアゾリジン薬）、抗うつ薬（選択的セロトニン再取り込み阻害薬）も関連が指摘されています。ほかに骨粗鬆症との関連が考慮されている薬剤にメトトレキサート、ヘパリン製剤、ワルファリン、長期間使用のループ利尿薬、プロトンポンプ阻害薬、抗けいれん薬、抗不安薬、睡眠薬があります。

次のような患者さんは、医師・薬剤師に連絡してください。

「25歳時と比べて身長が4cm以上低下した」、「背中が丸くなった」、「腰や背中に痛みがある」、「洗濯物を高いところに干せなくなった」、「高い棚に手が届かなくなった」、「胸やけや胃部の圧迫感がある」

また、以下の項目は骨粗鬆症の危険因子ですので、該当する方は専門医への受診をおすすめします。

「過去に背骨、大腿骨の付け根（股関節）、骨盤、手首、肩などに骨折を生じたことがある」

「経口ステロイドを毎日、3ヵ月以上使用している。あるいは3ヵ月以上使用予定である。」

「経口ステロイドによる治療や乳がんまたは前立腺がんに対する性ホルモン低下療法を行っていて、背中や腰の痛み、大腿骨の付け根の痛みがある。下肢のしびれや、下肢に力がはいりづらいことがある」

## 1. 治療関連骨粗鬆症とは？

骨は、新陳代謝を行なうことで強度を保っています。骨粗鬆症は、新陳代謝のバランスがくずれ、骨に“鬆（ス）”が入り、骨がもろくなった骨格疾患で、転倒や日常生活の何気ない動作、くしゃみなどで容易に骨折が生じてしまう病気のことです。

骨折は椎体（せぼね）の骨折が一番多く、その時の症状は背中の痛みですが、痛みが出ないこともあります。また、椎体のつぶれにより、身長が低下することもあります。

一般的に、骨粗鬆症には加齢や生活習慣、遺伝要因などが関連しています。一方で医薬品により引き起こされる場合もあり、代表的な薬として経口（飲み薬）ステロイドや乳がんまたは前立腺がんに対する性ホルモン低下療法薬があります。メトトレキサートも骨粗鬆症を引き起こす可能性があります。関節リウマチの治療に用いられる量では骨への影響はありません。

経口ステロイドを使用することで、骨折が生じやすい方は

- 毎日飲むステロイドを3ヵ月以上継続して飲む必要がある方
- 過去に骨折をしたことがある方、背骨、大腿骨の付け根（股関節）、骨盤、手首、肩など
- 25歳時と比べて身長が4cm以上低下した方（すでに背骨に骨折が生じていることがあります）

## 2. 早期発見と早期対応のポイント

25歳時と比べて身長が4cm以上低下した方ではすでに背骨に

骨折が生じていることがあります。すでに骨折をしたことがある方や経口ステロイドを3ヵ月以上飲んでいて、あるいは飲む予定である方、乳がんまたは前立腺がんに対する性ホルモン低下療法を受けている方は、治療関連骨粗鬆症が引き起こされ、骨折の危険性が増すことがありますので医師、薬剤師に相談してください。なお、ステロイドはいろいろな病気で治療に使用します。ステロイドを勝手にやめると、元の病気が悪化することや具合が悪くなることがあります。ステロイドや乳がんまたは前立腺がんに対する性ホルモン低下療法薬は自己判断でやめないでください。



※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

※ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります（対象除外医薬品による健康被害など、救済給付の対象にならない場合もあります）。

（お問い合わせ先）

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）

〔月～金〕9時～17時（祝日・年末年始を除く）